

岩手県告示第645号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和3年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和3年11月12日(金)午前10時から正午まで

(2) 場所 盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 受験手続 受験願書を令和3年9月24日(金)から同年10月15日(金)までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課に問い合わせること。